回答書

「京都市健康管理システム再構築等業務委託」の質問に対する回答

No.	書類（入札説明書・仕様書等）	項・題目名・番号等	質問事項	回答
1	02_仕様書	第6　業務委託概要 1　調達範囲 (2)　他システムとの連携構築	本業務の履行期限である令和11年1月31日時点では、以下のシステムは標準準拠システムへの移行が完了していないものと認識しています。本業務の履行期間中、これらのシステムからは、「データ要件・連携要件標準仕様書」の機能別連携仕様に定めるインターフェースによりデータをご提供いただけることを前提に、計画を策定してよろしいでしょうか。 ・税務システム ・国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金システム ・介護保険システム ・障害者福祉システム	標準準拠システムへの移行が完了していない業務システムからのデータ提供については、「データ要件・連携要件標準仕様書」の機能別連携仕様に定めるインターフェースによる提供を予定していますので、これを前提にご検討いただいて結構です。ただし、仕様書第10に記載のとおり、標準仕様書に完全準拠できない場合（例えば、現行システムで保有していないデータ項目の欠落等）が想定され、その場合の対応は、本市と受託者との協議により決定します。
2	02_仕様書	第6　業務委託概要 1　調達範囲 (4)　システム移行・運用構築 ア　データ移行	住登外者宛名番号管理機能について、貴市の付番ルール（業務ごとに貴市が指定する範囲の番号を付番）に対応するとの記載があります。想定されている具体的な付番ルールをご教示いただけますでしょうか。	標準仕様に規定された15桁のうち、先頭から1～3桁目は業務ごとに固有の番号を指定（複数業務間で宛名番号の重複が発生しないようにするため）、4～14桁目は業務ごとに付番、15桁目は標準仕様の規定のとおりチェックデジットとします。ただし、現行システムから移行する住登外者の宛名番号については、4～14桁目又は4～15桁目に現行の宛名番号を右詰め・前方ゼロ埋めにより移行することとします（4～14桁目に移行する場合は、15桁目にはチェックデジットを編集）。新システム運用開始後の新規付番に当たっては、現行システムから移行する宛名番号と重複しないよう、付番の初期値を設定していただく必要があります。
3	02_仕様書	第8　機能要件 2　共通機能要件	住登外者宛名番号管理機能について、貴市の付番ルール（業務ごとに貴市が指定する範囲の番号を付番）に対応するとの記載があります。想定されている具体的な付番ルールをご教示いただけますでしょうか。	No.2回答のとおり
4	02_仕様書	第10　連携要件	標準化移行前の他業務システムとの連携では、授受するデータが標準仕様書に完全には準拠しない場合があるとの記載があります。標準準拠システムはカスタマイズできないため、原則として、標準化移行前の他業務システム側でご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、本業務の履行期間終了後、他業務システムの標準化移行に伴い授受するデータの仕様が変更される場合、その対応は別途改修契約の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	質問前段については、お見込みのとおり、原則として他業務システム側で対応を行うことを予定しています。ただし、仕様書第10に記載のとおり、本市と受託者との協議により本調達の範囲内で必要と整理された連携対応等については、受託者において対応いただくこととなります。 質問後段については、本業務の範囲外となりますので、必要に応じて本市と受託者との協議のうえ対応を検討することになります。
5	02_仕様書	第11　非機能要件 2　非機能要件一覧以外への対応 表11－1 非機能要件（その他委託業務等） (2)　認証	「Smart On」の仕組みに対応できること、とありますが「Smart On」の詳細仕様をご提示いただけますでしょうか。	本市では、基幹業務端末にはユーザー認証等ソフトとしてSmart Onを導入し、端末ログオン時に二要素認証を行うこととしており、これに支障を及ぼさないようにしていただく必要があります。また、業務アプリケーションへのログオンについては、Smart Onの代行入力機能を利用したシングルサインオンに対応することを原則とし、何らかの制限事項や留意事項、その他実現不可能な理由等がある場合は、「標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」第6　6（5）オに記載のとおり、企画提案書において明示いただくようお願いします。 なお、Smart On自体については、標準的な機能を使用しており、本市独自のカスタマイズ等は行っておりません。したがって、Smart Onの詳細仕様については、同製品の標準的な仕様を前提としてください。
6	02_仕様書	第11　非機能要件 2　非機能要件一覧以外への対応 表11－1 非機能要件（その他委託業務等） (6)　ネットワーク	リモート開発拠点からのネットワークについて、貴市VPNルータを責任分界点とするとの記載があります。弊社は共同利用方式によるシステム提供のため、弊社開発拠点からガバメントクラウドへのリモート接続は、貴市ネットワークを経由しない想定ですがよろしいでしょうか。	ご想定のとおりで差し支えございません。
7	02_仕様書	第11　非機能要件 2　非機能要件一覧以外への対応 表11－1 非機能要件（その他委託業務等） 11　ステージング（検証）環境	ステージング（検証）環境について、「原則として前日の業務終了時点の本番環境と同じ状態」とする一方、「特定のデータ時点とする場合がある」との記載があります。同期が必要な場合は、SEが手動で同期する運用を想定してよろしいでしょうか。	SEが手動で同期する運用で結構です。
8	02_仕様書	第13 成果物 1　本件調達における成果物	「京都市標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」の添付資料である「別紙01 納入成果物一覧」が見当たりません。ご提示いただけますでしょうか。	契約課窓口で別途交付する「標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」をご確認ください。
9	02_仕様書	第13 成果物 3　権利の帰属	本業務により作成される全ての成果物等について、「受託者又は第三者が従前から保有する著作権に係る部分」を除き、成果物等の引渡時に受託者の著作権を無償で貴市へ譲渡する旨が記載されています。以下の成果物は、「受託者が従前から保有する著作権に係る部分」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ・システム（画面を含む） ・設計書（貴市独自要件を含む） ・操作マニュアル ・研修用動画	ご質問の4点については、一律に「受託者又は第三者が従前から保有する著作権に係る部分」に該当する、あるいは該当しないと整理できるものではなく、最終的には成果物等の具体的内容に応じて判断することになります。 一般的には、受託者又は第三者が従前から保有するパッケージソフト、設計書、操作マニュアル、研修用動画その他これらに類する既存資産に係る部分については、その著作権は受託者又は第三者に留保されるものと認識しています。 これに対し、本業務の履行に当たり、本市の委託に基づいて新たに作成される成果物等に係る著作権については、仕様書に記載のとおり取り扱います。 なお、本市独自要件に対応する機能等であっても、受託者又は第三者が従前から保有する既存資産を利用し、又はこれと一体のものとして提供される場合には、その全ての著作権が当然に本市に帰属するものではありません。どの範囲が既存資産に係る部分に当たり、どの範囲が本業務において新たに作成された部分に当たるかについては、成果物等の内容・性質に応じて個別に判断されます。